



条例案の概要

(美濃加茂市議会第2回定例会資料)

平成30年6月4日

条例案の概要
目次

承第 4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）	1
承第 5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）	2
承第 6号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	3
承第 7号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	6
議第 34号	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について	8
議第 35号	美濃加茂市都市計画税条例等の一部を改正する条例について	9
議第 36号	美濃加茂市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について	1 1
議第 37号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
議第 38号	美濃加茂市民プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	1 3

〔承第4号〕

美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：13頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）
条例改正に影響する施行日	平成30年4月1日
改正される法令	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
条例改正に影響する条	第55条の2

○ 条例改正趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、平成30年度以降の保険料を徴収すべき被保険者に係る規定のうち「住所地特例」に係る部分について、所要の改正を行ったものです。

※住所地特例・・・被保険者が、他市町村の施設に入所又は入居して、施設所在地に住所を変更した場合でも、元の市町村の被保険者のままでいる制度。

◎ 改正の主な内容

○ 住所地特例に係る改正（第3条関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定の適用を受けて従前の市町村の被保険者とされている者が、75歳到達等により後期高齢者医療保険の被保険者となった場合について、法改正後は、引き続き従前の住所地の後期高齢者医療保険の被保険者となるため、当該者を保険料を徴収すべき被保険者に追加します。

例：B市の施設に入所しているが、A市の被保険者		
【改正前】		
国保（A市）	75歳	後期高齢（B市）
		
【改正後】		
国保（A市）	75歳	後期高齢（A市）
		

◎ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

〔承第5号〕

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

【議案書：16頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）
条例改正に影響する施行日	平成30年4月1日
改正される法令	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
条例改正に影響する条	第10条

○ 条例改正趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格基準について、所要の改正を行ったものです。

◎ 改正の主な内容

○ 放課後児童支援員の資格基準の改正（第10条関係）

(1) 教諭となる資格を有する者の取扱いを明確にし、教員免許を有している者を対象とする規定とするため、第4号を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改めます。
この改正により対象者の変更はありませんが、次の者も対象であることが明確となりました。

- ・ 特別支援学校の教員免許のみを有する者
- ・ 臨時免許状又は特別免許状を有している又は有していた者
- ・ 養護教諭免許を有する者
- ・ 免許の更新を受けておらず免許が失効している者

(2) 一定の実務経験があり、かつ、市長が適当と認めた者も対象とするため、第10号として「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの」を追加します。

◎ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

[承第6号]

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

【議案書：18頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）
条例改正に影響する施行日	平成30年4月1日、平成30年10月1日、平成31年1月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成32年4月1日、平成32年10月1日、平成33年1月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
条例改正に影響する条	法第294条、法第295条、法第312条、法第314条の2、法第314条の6、法第317条の2、法第321条の7の3、法第321条の7の8、法第321条の8、法第327条、法第343条、法第464条、法第465条、法第466条の2、法第467条、法第468条、法第469条、法第473条、法附則第3条の2、法附則第3条の2の2、法附則第15条、法附則第15条の8、法附則第15条の9、法附則第15条の9の2、法附則第15条の10、法附則第15条の11、法附則第17条、法附則第34条の2、平成27年改正法附則第20条、政令第47条の3、政令附則第3条の2、政令附則第3条の2の2

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、地方税法及び地方税法施行令が改正されたことに伴い、税条例及び税条例の一部を改正する条例（平成27年美濃加茂市条例第28号）を改正する必要性が生じたため、下記のほか所要の改正を行ったものです。

◎ 改正の主な内容

○ 個人住民税における給与所得控除制度等の見直し（第17条関係）

「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しが図られ、具体的には、平成33年度分個人住民税から給与所得控除・公的年金等控除の額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の額が一律10万円引き上げられます（現行：33万円→H33：43万円）。

これに伴う所要の措置として、平成33年1月1日から市民税の非課税の範囲を次のとおりとするものです。

- ・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の前年の合計所得金額を125万円から135万円に引き上げます。
- ・ 市民税均等割の非課税基準を10万円引き上げます。

○ 電子申告の進展（第32条の6関係）

平成32年度から大法人の法人住民税に係る電子申告を義務化するものです。

※大法人・・・内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社。

（参考）

- ・ 平成31年10月1日から、個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収分）、法人住民税について共通電子納税システム（共同収納）を利用して納付することが可能となります（対象税目は順次拡大されます。）。
- ・ e1TAXの安全かつ安定的な運営のため、運営主体が一般社団法人地方電子化協議会から地方税共同機構（新設）に移行されます。

○ たばこ税の見直し（第77条関係）

国と地方のたばこ税の配分比率を維持した上で、地方のたばこ税を平成30年10月1日から3段階で引上げるものです（国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円の引上げ）。

これにより、1,000本当たりの地方のたばこ税の税率は、次のようになります。（単位：円）

	地方のたばこ税	県たばこ税	市たばこ税
現行	6,122	860	5,262
平成30年10月1日から	6,622	930	5,692
平成32年10月1日から	7,122	1,000	6,122
平成33年10月1日から	7,622	1,070	6,552

○ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置（附則第6条の2関係）

バリアフリー改修を行った実演芸術の公演などを行う劇場等のうち一定の

ものについて、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の固定資産税額を3分の2の額に減額するものです。

◎ 施行期日等

○ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第1条中美濃加茂市税条例第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正、同条例第75条の次に1条を加える改正並びに同条例第76条から第78条まで及び第80条の改正並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中美濃加茂市税条例第28条の2第1項の改正及び同条例附則第17条の2第3項の改正並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中美濃加茂市税条例第76条第3項の改正 平成31年10月1日
- (5) 第1条中美濃加茂市税条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第1項の改正並びに同条に3項を加える改正並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中美濃加茂市税条例第17条第1項第2号、同条第2項、第26条の3及び第26条の7の改正並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

○ 経過措置

- ・ 市民税に関する経過措置について(附則第2条)

個人の子民税、法人の子民税又は法人の子民税に係る延滞金について、改正により影響を受ける範囲を定めるものです。

- ・ 固定資産税に関する経過措置について(附則第3条、第4条)

各種固定資産税について、改正により影響を受ける範囲を定めるものです。

- ・ 市たばこ税に関する経過措置について(附則第5条から第11条まで)

市たばこ税について、改正により影響を受ける範囲を定めるものです。

特に、手持品課税に係る市たばこ税については、売渡しの時期等が課税に影響を与えるためより詳細に定めているものです。

〔承第7号〕

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：69頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）
条例改正に影響する施行日	平成30年4月1日、平成31年4月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法附則第15条、法附則第15条の11、法附則第25条、法附則第26条、法附則第27条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、都市計画税条例を改正する必要性が生じたため、下記のほか所要の改正を行ったものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市都市計画税条例の一部改正

○ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置（附則第5項関係）

バリアフリー改修を行った実演芸術の公演などを行う劇場等のうち一定のものについて、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の都市計画税額を3分の2の額に減額するものです。

第2条 美濃加茂市都市計画税条例の一部改正

○ 項ずれの解消（附則第2項、第3項及び第13項関係）

課税標準の特例を規定している地方税法附則第15条が改正されたことによる項ずれを解消するものです。

◎ 施行期日等

○ 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行します。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計

画税については、なお従前の例によります。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）
条例改正に影響する施行日	生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法附則第15条

○ 条例改正趣旨

革新的事業活動による生産性の向上の実現のために必要な措置を講ずるべく生産性向上特別措置法が制定されました。これに伴い地方税法が改正されたので、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の創設（附則第6条の2関係）

地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロまで軽減するものです（3年間の時限的な特例措置）。

◎ 施行期日

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行するものです。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）
条例改正に影響する施行日	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	法附則第15条

○ 条例改正趣旨

地方税法の改正に伴い、都市計画税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例（平成30年美濃加茂市条例第20号。以下「平成30年改正条例」という。）について、下記のほか所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市都市計画税条例の一部改正

○ 対象となる項の追加（附則第13項関係）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法附則第15条に1項追加されることに伴い、読み替え規定の対象となる項を追加するものです。

第2条 平成30年改正条例第2条の一部改正

○ 項ずれの解消（附則第13項関係）

第1条の規定によって項が追加されることにより、平成30年改正条例第2条の規定による改正が不十分なものとなる。

したがって、本条例により平成30年改正条例第2条を改正することで、当該改正を適正なものとするものです。

◎ 施行期日等

○ 施行期日

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から施行します。

○ 経過措置

この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、平成30年

度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

〔議第 36 号〕

美濃加茂市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：92頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日
改正される法令	学校教育法（昭和22年法律第26号）
条例改正に影響する条	第104条

○ 条例改正趣旨

学校教育法の改正により、条例が引用している条文に項ずれが生じるため改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 法改正による項ずれの解消（第4条）

第4条第5号で学校教育法を引用している箇所について、「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改正します。

◎ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

- ・「美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会」について、平成29年度中に答申がなされ、その役割を終えたため廃止するものです。
- ・平成30年度に新庁舎整備基本計画（所管：施設経営課）及び立地適正化計画（所管：都市計画課）の策定にとりかかるに当たり、学識経験者等の意見を取り入れるために「美濃加茂市未来のまちづくり委員会」を附属機関として設置するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会の廃止（別表関係）

別表から美濃加茂市新庁舎整備基本構想策定委員会の項目を削ります。

○ 美濃加茂市未来のまちづくり委員会の設置（別表関係）

別表に美濃加茂市未来のまちづくり委員会の項目を追加します。

所掌事務	新庁舎整備基本計画及び立地適正化計画に関すること。
委員の構成	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が適当と認める者
委員の定数	10人以内
委員の任期	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

◎ 施行期日等

○ 施行期日（附則第1項関係）

この条例は、公布の日から施行するものです。

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

美濃加茂市未来のまちづくり委員会の設置に伴い、当該委員会の委員の報酬を定めるため美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）を改正します。

報酬の額	日額 5,500円（職務の時間が2時間未満の場合は、3,000円）
費用弁償	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額

〔議第 38 号〕

美濃加茂市民プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

【議案書：96頁】

◎ **廃止の概要**

美濃加茂市民プールは昭和 58 年に竣工し、長年多くの市民に親しまれ利用されてきましたが、管理費の高騰、老朽化、利用者の激減等の理由で、平成 25 年度を最後に休止しました。

平成 26 年には、管理棟の外壁がはがれ落ちるなど、危険な状況もあり、かつ、再開の見込みがないため、平成 30 年度において市民プールを除却することに伴い、条例を廃止するものです。

◎ **施行期日**

この条例は、公布の日から施行します。